

地域福祉とは

少子高齢化が進むなか生活環境が変化し、地域での人のつながりが希薄になり、いろいろな福祉課題を抱え困っているひとり暮らし高齢者や障がい者など、援助を必要とする方が多くなりました。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域の中での支え合いが必要です。地域の福祉課題の解決に向け、住民と共に取り組んでいく活動が「地域福祉」です。

福祉委員

福祉委員は、区長の推薦に基づき社会福祉法人揖斐川町社会福祉協議会長が委嘱します。福祉委員は、地域の方と共に福祉のまちづくりを推進し、ご近所の方々を見守っていただく支援者の一人です。

☆”任期は

任期は2年です。ただし、福祉委員の活動の趣旨から適切な継続期間を望みます。交代される方は、前任者との十分な引き継ぎをお願いします。

☆”事故補償

福祉委員としての活動中に事故にあった場合、「社会福祉施設総合保険」に加入していますので、一定の補償があります。

☆”見守る段階

地域で生活している人（施設入所者はおおむね対象外）

- ・見守り台帳登録者
- ・ひとり暮らし高齢者
- ・高齢者世帯
- ・障がい者
- ・日中ひとり暮らし高齢者
- ・その他（状況による）

上記の中で支援が必要と思われる世帯、見守りによって元気に暮らすことができると思われる世帯に対し、本人または家族の同意（口頭など）を得て見守りを行います。

活動における約束ごと

①秘密を厳守する

住民の福祉ニーズ（課題）を発見し、知りえた秘密事項（プライバシー）はむやみに口外しないように気をつけましょう。活動上知り得た情報は、対象者を支援することのみに活用し、他の目的には使用しません。

②対象者の立場・気持ちになる

「～してあげる」というのではなく、地域の良き理解者として、対象者の立場、気持ちになって接します。また、約束事をした場合はきちんと守りましょう。こうした態度や姿勢で接することにより、お互いの信頼関係が育ちます。

③無理な見守りはしない

訪問等を好ましく思わない人については、無理な見守り、見守りの強要はやめましょう。

④見守り台帳を管理する。

見守り台帳は個人情報であることを認識し、慎重かつ的確な取扱いと厳重な管理・保管をしましょう。

福祉委員の具体的な活動について

状 況	活 動
平 常 時	<p><u>福祉委員の活動は、日頃（平常時）の見守りを中心とし、できる範囲で行っていただくことを原則とする。</u></p> <p>①見守り台帳登録者や、地域で心配だと思われる方を訪問する。 ②夜電気が点いているか、消えているか、新聞がたまっていないか、洗濯物が干してあるかなど生活反応をさりげなくチェックする。 ③お元気な方には畑仕事をしているところで確認したり、声をかけたりする。 ④子ども達の見守りがかねて、登下校時に声かけをする。 ⑤気にかかること、例えば、ご近所でひとり暮らしになられた人がいる、近所の子どもの泣き声がかなりひどいなど、心配だなあと感じたら、区長や民生委員児童委員に連絡する。 ⑥地域の行事やサロン活動に参加したり、協力したりする。 ⑦本会が行うバースデイサービス事業に協力していただける場合は、プレゼントを持って対象者を訪問し、安否確認の報告書を本会へ提出する。</p>
異常気象時	<p>台風等が接近する前にできる範囲で活動する。 但し、福祉委員自身の身の安全を最優先に確保し、危険な活動は行わない。 <u>特に警報が出ている時や危険な状況での活動は絶対に行わない。</u></p> <p>①電話等で声かけをし、注意を促す。 ・戸締り ・家の周りの風で飛ばされそうなものの片付け ・暴風雨の時は外に出ない ・用水路などに近づかない等</p> <p>②雨戸を閉めてほしいなどの要望があった場合は、状況に応じて区長に相談する。</p> <p>③要援護者から安否に関する情報が入った場合は、区長や民生委員児童委員または社会福祉協議会に連絡する。</p>
災 害 後 等	<p>①福祉委員自身、家族等の安全が確保されており、活動ができる状態であれば、区長や民生委員児童委員と連携を図りながら、地域の安否確認や支援活動に協力する。</p>

問合せ 社会福祉法人揖斐川町社会福祉協議会
 地域福祉係

電 話：56-3700

FAX：56-0078

【揖斐川支所】

電 話：23-0411

FAX：23-1678